

報道資料

令和 2年 3月 2日
産業・雇用振興部 地域産業課 金融支援係
担当:古川, 甲斐
ダイヤル:0742-27-8807, 内線:3558

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている 中小企業・小規模事業者への金融支援について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者への資金繰り支援措置として、国が奈良県に対しセーフティネット保証4号(※)を発動しました。これに伴い県制度融資「セーフティネット対策資金(4号)」をご利用いただけます。

(※)セーフティネット保証4号

売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が別枠で融資額の100%を保証する制度。

1. 資金の内容

資金名	セーフティネット対策資金(4号)
資金用途	運転資金
融資限度額	5,000万円(保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証)
融資利率	【所定枠】金融機関所定金利 【固定枠】5年以内:1.775% 5年超:1.975%
融資期間	7年(うち据置1年)
保証料率	0.70%
融資対象者 右記①, ②の いずれにも該当 する者	①奈良県全域において1年間以上継続して事業を行っていること。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 ※売上高等の減少について、市町村長の認定が必要
認定申込先	事業所の所在する市町村

2. 受付開始時期

令和2年 3月2日から

※令和2年2月7日から受付を開始している「経営環境変化・災害対策資金」についても併せてご利用頂けます。